地方税法第三百二十一条の八第三十七項	及び第九項並びに特別措置法第十八条第二項
地方税法第三百二十一条の八第三十八項	同条第三項
地方税法第三百二十一条の八第四十項	額及び
地方税法第三百二十一条の八第四十項	所得地方法人税額
地方税法第三百二十一条の八第四十一項	控除限度額及び計算した金額
地方税法第三百二十一条の八第四十五項	三　地方法人税法第十二条第十一項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同項第一号及び第三号に掲げる場合において、第一号に係る税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除超過額相当額と異なる場合に限る。）　四　特別措置法第十六条第十一項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同項第一号及び第三号に掲げる場合において、第一号に係る税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除超過額相当額と異なる場合に限る。）
地方税法第三百二十一条の八第四十一項	及び第三号
地方税法第七百三十四条第三項	の規定を準用する。

及び第九項並びに特別措置法第十八条第二項	
租税特別措置法第六十六条の九の三第三項	
額、	
所得地方法人税額及び特別措置法第十八条第二項に規定する防衛特別法人税の額	
控除限度額、	
計算した金額及び特別措置法第十六条第一項の防衛特別法人税控除限度額又は同条第二項の政令で定めるところにより計算した金額	
三　地方法人税法第十二条第六項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同号に掲げる場合において、第一号に係る税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額と異なる場合に限る。）　四　特別措置法第十六条第六項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同号に掲げる場合において、第一号に係る税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額と異なる場合に限る。）	
、第三号及び第四号	
三　地方法人税法第十二条第十一項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同項第一号及び第三号に掲げる場合において、第一号に係る税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除超過額相当額と異なる場合に限る。）　四　特別措置法第十六条第十一項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同項第一号及び第三号に掲げる場合において、第一号に係る税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除超過額相当額と異なる場合に限る。）	
（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第四十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定を準用する。	

2　前項に定めるもののほか、法人税、地方法人税及び防衛特別法人税に係る国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　国税通則法第七十一条第一項第一号の規定の適用については、法人税及び防衛特別法人税は、同一の税目に属する国税とみなす。

二　法人税（各事業年度の所得に対する法人税に限る。以下この号、次項及び第五項において同じ。）又は防衛特別法人税に係る更正決定等（国税通則法第五十八条第一項第一号イに規定する更正決定等をいう。以下この条において同じ。）について不服申立てがされている場合において、当該法人税又は防衛特別法人税と納税義務者及び課税事業年度が同一である他の防衛特別法人税又は法人税についてされた更正決定等があるときは、同法第九十条第一項若しくは第二項、第百四条第二項又は第百十五条第一項第二号の規定の適用については、当該他の防衛特別法人税又は法人税についてされた更正決定等は、当該法人税又は防衛特別法人税の同法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等とみなす。地方法人税（地方法人税法第六条第一項第一号又は第二号に定める基準法人税額に対する地方法人税に限る。以下この号、次項及び第五項において同じ。）又は防衛特別法人税に係る更正決定等について不服申立てがされている場合における当該地方法人税又は防衛特別法人税と納税義務者及び課税事業年度が同一である他の防衛特別法人税又は地方法人税についてされた更正決定等についても、同様とする。

3　国税通則法第七十条第三項（租税特別措置法第六十六条の四第二十七項（同法第五十九条の三第十四項、第六十六条の四の三第十四項及び第六十七条の十八第十三項において準用する場合を含む。以下この項及び第五項において同じ。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により法人税について更正の請求（国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求をいう。以下この項及び第五項において同じ。）に係る更正が行われた場合には、当該法人税と納税義務者及び課税事業年度が同一である防衛特別法人税についての更正又は当該更正に伴って行われることとなる加算税（同法第六十九条に規定する加算税をいう。以下この条において同じ。）についてする賦課決定（同法第三十二条第一項又は第二項の規定による決定をいう。以下この条において同じ。）は、同法第七十条第一項及び第二項の規定並びに第八項（第十三項から第十五項までにおいて準用する場合を含む。以下この項及び第五項において同じ。）の規定にかかわらず、当該更正の請求があった日から六月を経過する日まで、することができる。同条第三項（第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により防衛特別法人税について更正の請求に係る更正が行われた場合における当該防衛特別法人税と納税義務者及び課税事業年度が同一である法人税についての更正又は賦課決定、同条第三項（租税特別措置法第六十六条の四第二十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により地方法人税について更正の請求に係る更正が行われた場合における当該地方法人税と納税義務者及び課税事業年度が同一である防衛特別法人税についての更正又は賦課決定並びに国税通則法第七十条第三項（第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により防衛特別法人税について更正の請求に係る更正が行われた場合における当該防衛特別法人税と納税義務者及び課税事業年度が同一である地方法人税についての更正又は賦課決定についても、同様とする。

4　前項の場合において、国税通則法第七十条第五項、第七十一条及び第七十二条の規定の適用については、同項中「又は前二項」とあるのは「若しくは前二項又は我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第四十三条第三項（防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）」と、同項第二号中「又は第三項」とある